

<追加質問 (2017年8月16日) >

「動物実験における麻酔及び安楽死に関する申合せ（平成28年11月30日 宮崎大学動物実験委員会決定）」では、牛、馬、豚、羊、山羊などの中・大動物の具体的な殺処分方法について定めていますか？定めている場合、どのように定めているかご教示ください。（該当部分を抜粋してお示しいただくと大変助かります。）また、ホームページでは公開されていないようですが、教員や学生がいつでも見られる状態にあり、かつ周知がされているものでしょうか？

回答

動物実験の安楽死については、「動物の殺処分方法に関する指針（平成19年11月12日環境省告示第105号）にしたがって、「できる限り動物に苦痛を与えないよう社会的に容認されている方法とする」と定めており、全ての動物実験責任者へ書面を送付したうえで、学内専用のwebページで常時確認できるよう掲示しています。